

# 平成26年第2回安堵町議会定例会

(第2日)

日時 平成26年6月6日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 0名

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総務部門理事 兼総務課長	近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長	堀口 善友
会 計 管 理 者	喜多 君美代		
総合政策課長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人権同和対策課長	大星 義博
上下水道課長	石橋 史生		

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

-----

-----  
開 会 午前10時  
-----

議長（山岡 敏） おはようございます。  
ただいまの出席議員10名です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

-----  
議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

-----  
議長（山岡 敏） 日程第1 一般質問を行います。  
一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員、  
6番 松田 和代 議員、  
5番 島田 正芳 議員、  
2番 浅野 勉 議員、  
9番 田中 幹男 議員以上です。  
順序につきましては、受付順に行います。  
質問時間は回答時間を含めて40分といたします。

議長（山岡 敏） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） 福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） おはようございます。10番、福井です。  
まず1番目に、富本憲吉記念館についてであります。  
本町の誇るべき文化資産であります富本憲吉記念館、後の富本憲吉資料館が、本年2月末日をもって閉館されました。  
このことは、残念ながら紛れもない事実であります。  
町当局が所有者との折衝の経過について、その都度一般質問や諸般の報告等で議会

に対し説明を受け、ある程度の理解をしておりますが、再度経過の確認と最新の情報、そして、町としてのお考えをお聞きしたいと思えます。

まず、富本憲吉記念館は、私的財産であると再三にわたりいわれていますが、記念館開設の経緯についてお聞きします。

2番目に、定住促進について。

定住促進の現在賃貸者の助成をされています。住宅取得者に対し平群町では、住宅を新規取得した住民50歳以下の家屋に係る固定資産税を、3年間実質的に免除する、定住促進奨励金交付制度を創設。

また、大和郡山市が、条件にあった転入者に商品券を交付する、転入定住家族の絆応援助成金を始めています。安堵町の賃貸者への助成状況、また、住宅取得者への助成は、何か、カンケイ、検討されているかお聞きしたいと思えます。

3番目に、コミュニティバスの乗車状況について、運行して2年になりますが、平成24年度と、平成25年度のショウサシュウ、ジョ乗車数対比はどうですか。

また、地域公共交通タクシーの利用状況について、お聞きしたいと思えます。

以上です。

議長（山岡 敏） はい、まず1番目の「富本憲吉記念館について」答弁を求めます。

統括理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前統括理事。

（寺前統括理事 登壇）

統括理事（寺前高見） 改めましておはようございます。

統括の寺前でございます。

福井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、富本憲吉記念館の開設の経緯につきましては、昭和49年11月、富本憲吉氏と親交のあった、安堵町出身の実業家である、辻本勇氏が日本の誇りうる人物だからと、私財を投じて富本氏の生家を修復して記念館を開設されたと、聞いております。

以上でございます。

この後は、自席でカイ、え～、答弁させていただきます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あの、2番目に過去に支払った助成金についてですが、ま、過去に新

聞紙上の読者投稿欄で、「富本憲吉記念館に行政の手を」というタイトルで、人間国宝の方の記念館にさえ、文化行政の手が届かないだろうかと、我が国の文化行政の貧困さを見る思いがすると、書かれていました。

そこで、質問します。安堵町は記念館に助成金を交付していることは、議員として認識していますが、町が過去に支払った助成金の総額は、いくらになりますか。

統括理事（寺間高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前統括理事。

統括理事（寺前高見） え、過去に支払った助成金について、え、記念館に管理運営、運営補助金として、決算書で確認できる部分は、え、昭和26年からニジュウ、え、ロク、62年から23年度までで、2,370万円。え、過去の総額は、昭和50年度より平成23年度まで、37年間で総額3,570万円でございます。

なお、補助の条件として、施設の維持管理のみに支出することを附して交付しておりました。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 次に、あの、関係資料は、京都市立芸術大学に寄贈され、作品は全てオークションにかけられたと聞いていますが、詳しく説明をお願いします。

統括理事（寺間高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前統括理事。

統括理事（寺前高見） はい、当町が把握しているところでは、関係資料等の寄贈につきましては、昨年2月の25日、京都市立、え、芸術大学に寄贈されたことを、新聞紙上で知りました。

一時は、土地建物関係資料等を、え、安堵町に寄贈する話も出ていたところであり、町としても、理解しがたいものであります。

しかし、京都芸大の学長をされていた、憲吉氏を研究される機関に寄贈されましたことは、当然と思う反面、安堵町からこれらの貴重な資料が流出したことは、誠に遺憾でございます。

また、記念館の所蔵する作品が、昨年9月14日、東京にてオークションに出品されたことについても、関係資料同様、遺族である辻本家からの通知が、残念ながら一切有りませんでした。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あの、最新の所有者等の折衝はいつですか。

ま、また、内容についてお聞きしたいです。

5項目の条件の内容とは、どのようなものでしょうか。

統括理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前統括理事。

統括理事（寺前高見） え、最新の折衝と申しますか、え、昨年12月24日、遺族代表の辻本隆司氏が、え、来庁され、年明け1月下旬に、京都芸大の学長同伴して、記念館の今後のあり方について、え、提案を改めてしたい旨の話をされました。

そして、本年1月29日、辻本隆司氏と、え、京都芸大の准教授が、来庁され、先ほど申し上げたことについて改めて提案されました。その内容は、記念館の運営には、京都芸大は関わらない。

また、耐震改修費用など多くの課題については、町の、町で負担されたいとのことでした。え、結果的には、多額の経費が必要で、必要とすることから、理解の、え、御理解が必要となり、3月議会への提案をしなければならないことから、3月末までに回答することでその時は、え、合意しました。

しかし、え、同、え、2月18日に、予告も無しに辻本家より、え、提案書を送付され、5項目に及ぶ寄贈に係る条件が示され、回答期限も2月末と記されておりました。

しかし、当町からの回答後に辻本勇氏の奥様である、辻本泰子様、泰子様の同意が改めて必要であるため、今は寄贈の約束はできない旨の内容でございました。

以上のことから、2月26日、え、地方自治法上、え、負担付の寄付、条件付の寄付の場合は、議会の議決が必要であり、また、え、寄付の意志が確定されていないものを案件として、議会に諮<sup>はか</sup>ることは出来ないことから、2月中の意志決定は、不可能である旨を辻本家に文書で回答致しました。

そして、その後、3月3日辻本家から提案書の取り下げ通知がありました。

内容は、辻本家の提案すべてが約束できないのであれば、寄贈できないとのことでした。

そして、現在に至っております。ちなみに、え、その5項目をいうことですが、え、一つは、え、先に寄贈した辻本灯りコレクションを2年間展示すること。

二つ目として、展示内容は京都芸大の意志を優先すると共に、え、山本茂雄、え、元館長との共同研究中であることを、安堵町は認識すること。

三番目といたしまして、現在運営中の陶芸教室については、10年間維持継続をすること。

四つ目としまして、寄贈者に対して、顕彰する意志を明らかにすること。

五つ目としまして、富本憲吉の名を使用する場合は、富本家の了解を得ること。

以上の5項目でございます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） ま、今説明されまして、今後の町としての、お考えをお聞きしたいと思います。

統括理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前統括理事。

統括理事（寺前高見） はい、当所から、記念館と作品等は、え、辻本家の所有物であり、一切の権限は、所有者に有ることを、え、主張されています。不動産や、作品の資料は、個人所有であることは紛れもない事実であり、町といたしましても十分認識しております。

しかし、大切なことは、安堵町で生まれ育った偉人であることは事実であり、富本憲吉氏の心は、今もふるさと安堵町に深く根付き、伝承されていると認識しておりますので、今後も、富本憲吉氏の作品を通じて、心と技を大切にしていまいりたいと考えております。

まず、その一例と致しまして、現在1階ロビーに常設展示しております、庁舎ギャラリー展示物は、え、県内在住の収集家に御理解を求め、譲り受けた作品や、作品を、え、所蔵されている住民皆様の協力を得て展示しております。

また、荒井知事も富本憲吉氏と安堵町の関わりには十分な認識を持っておられ、来年1月の、え、17日から3月15日までの2ヶ月間、奈良県立美術館において、富本憲吉、え、展「華麗なる色絵・金銀彩」を開催される予定で、九谷焼と、え、富本

芸術との関係を石川県立美術館と、え、交流展示を計画しているところでもあります。  
え、奈良県立美術館から当町に、え、協力の要請も頂いております。

したがいまして、当町の作品も、え、作品の展示や、え、伝統産業である灯芯ひきの体験などを行い、安堵町を全国に発信していきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御支援を賜りますよう、高いところではございますが、お願い申し上げて、え、まして、私の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあ、あの、記念館におきましては、私が、あの、商工会にいるときに、あの、辻本勇氏が、記念館に著名人俳優の人もいました。招きお茶会をした時に、まあ、こちらのなんかしてくれないかということで、まあ、なもで踊りを場所が狭いけど踊ってくれないかと、いうことで、そういうこともありました。

まあ、辻本勇氏の人柄といいますか、ま、後でお茶でもと祝儀を頂いたこともあります。ま、人が代われれば変わるものかなという気もします。ま、あの、去る者は追わずといいます、これも仕方のない現状かなと。

ま、あの、1階ロビーの庁舎に、ギャラリーに、庁舎ギャラリーに、作品を展示したことは、ま、富本憲吉という偉大な芸術家であり、陶芸家が安堵町出身ということ、いつまでも忘れられ、られない、忘れないためにも良いことだと思います。

以上で1番、富本記念館に対して終わります。

議長（山岡 敏） 続いて、定住促進について答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課富井でございます。

福井議員の二つ目の御質問、定住促進についてお答えいたします。

安堵町では、平成25年4月から、町内の民間賃貸住宅に入居されている世帯に対して、一世帯当たり月額1万円を30ヶ月の期間補助する、転入・転居世帯向け家賃補助、え、家賃補助の制度を実施しております。



広報あんど及び、ホームページに掲載し紹介すると共に、該当と思われる方には、手続き等で来庁された機会を利用して、周知しているところでございます。

開始当初は、年間15世帯程度予定しておりましたが、平成25年度は、申請のあった21世帯に、合計144万円の補助金を交付致しました。

申請者の内訳といたしましては、転入者が19件、転居者が2件でございます。

世帯主の年齢といたしましては、20歳代が4件、30歳代が12件、40歳代が、40歳以上が5件となっております。

次に、住宅取得者への助成制度でございますが、定住促進の施策といたしまして、家賃補助制度につきましては、先ほど答弁をさせて頂いたとおりでございます。

加えて、住宅取得者への助成についても、平行して検討を行なっているところで、今後制度設計を行なってまいりたいと考えております。

ちなみに、あの、先般の新聞紙上で、日本創生会議の人口推計が公表されたところのことに対しましては、都市集中型で、地方の人口減少の数値の深刻さに、強い危機感を持っておりますので、定住促進、な、のみならず、住環境や、教育・福祉など総合的に住みよいまちづくりのために、施策、ための施策が大事と考えております。

以上で、福井議員への答弁とさせていただきます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあ、あの以前かしの木台の状況をお話ししましたが、ま、賃貸から住宅取得へも繋がっていけばいいのかなと、思います。

ま、住宅取得者への助成を実施する場合、ま、他の市町村の状況とかも参考にして頂き、ま、安堵町に合ったものを作って頂きたいと思えます。

以上で2番目の住宅取得について終わります。

議長（山岡 敏） はい、続いて、コミュニティバスの乗車状況について、答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。総務の近藤でございます。

え、それでは、え、福井議員の御質問にお答え致します。

町内と近鉄平端駅を繋ぐ、2路線のコミュニティバスを、平成24年4月23日に運行を開始し、2年余りとなります。平成24年度には、8,361人の方々に、御利用頂き中でも、近鉄平端駅で乗られた方は、2,298人、降りられた方は、3,630人でありました。

また、平成25年度は、7,641人御利用頂きました。近鉄平端駅で乗られた方は、2,711人、降りられた方は3,683人でありました。平成25年度の乗車総数が、前年度より少し減ってはおりますが、運行当所の無料体験乗車期間中の8日間で、約700人が乗車されたことを考慮すると、前年度の実績とほぼ似通ったものと考えております。

今後とも、安堵町の住民の方々の、重要な移動手段の確保のため、一人でも多くの方々に御利用頂くよう、周知・啓発していく所存であります。

議員各自におかれましても、このバスの活用・運営にお力添えいただきますよう、お願いいたします。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あの、タクシーの利用状況はどうですか。お伺いしたいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） え、タクシーの、え、利用状況でございますが、え、道路狭隘などの理由により、コミュニティバスの運行が出来ない地域については、コミュニティバスの運行開始から6か月遅れの、平成24年10月23日から、当該区域から町内公共施設までの移動に、タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する制度を実施しております。

タクシーの利用状況については、平成24年度中の利用券交付者数36件、利用者数71件でありました。平成25年度中の利用券交付者数は25件、利用者数116件であり、利用者の交付者数は、累計61件となっております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあ、コミュニティバスの運行経路についての、今後色々検討はありますか。お聞きしたいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） え、コミュニティバスの運行経路の検討でございますが、コミュニティバスについては、先ほど申し上げましたが2つの経路で、町内から近鉄平端駅まで運行し2年が経過いたしました。

これを、JR法隆寺駅まで延伸することが出来れば、近鉄平端駅、JR法隆寺駅間のバスの復活となり、利便性を向上させることにもなり、また、<sup>いにしえ</sup>古の、テイリン、え、天理軽便鉄道として多くの住民の方々に御利用いただけるものと考えております。

今後各地域での乗車状況をみながら、地域公共交通会議や、関係自治体、関係機関等に回り、JR法隆寺駅、駅まで延伸できるよう検討してまいりたいと思っております。公共タクシーの運行と、上手く機能させながら、安堵町の住民の方々の移動手段を確保してまいりたいと、考えておりますので、今後ともお力添えいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあ、あの、法隆寺駅へは利用が増えるのかなと思います。

まあ、今後良い方向で検討していただきたいと思います。

ま、最後に、まあ、あの、今町職員のボランティアの会による、3月15日の岡崎川堤防の草刈り。

また、5月10日のクリーンアップ作戦、御苦労様でした。

まあ、あの、3月27日の奈良新聞に、町職員のボランティアの会の記事が載っておりました。ま、こういうことは、他の市町村の刺激にもなったのではないのでしょうか。ま、こういう地道な活動が、積み重ねることによって、ま、職員の皆さんのレベルアップにも繋がると思いますし、他の市町村に負けない、人材が育って行くと思います。

以上で、10番福井の質問を終わらせていただきます。

議長（山岡 敏） はい、これで10番福井議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） 続いて、6番松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

（松田議員 登壇）

6番（松田和代） おはようございます。

6番松田和代でございます。

高齢者の確認方策についてお伺いします。

認知症の方が、何年も所在不明になっている報道がされています。わが町の現状は、どうなっているのか確認状況を伺います。

住民が密接に付き合っていた時代とは異なり、都市化が進み、希薄な人間関係が普通になった現在、高齢者が行方不明になったことの把握、孤独死の防止といったことについて、行政の役割が大きくなっています。

しかし、個人情報の尊重、プライバシーの保護といった言葉で、行政が及び腰であったことも否めないと思います。

行政職員が、全ての高齢者の状況を把握するというのも、その経費や効果といったことから、対応は難しいと思いますが、今後の高齢者の確認策として、どのようなことをお考えかお伺いいたします。

（空白の時間）

議長（山岡 敏） 答弁者おりませんか。

ん、あこれ、ごめんなさい、ごめんごめん、とぼしてもた。

はい、失礼しました。

高齢者の確認、た、え、確認、え、高齢者の確認方策について、答弁を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 申し訳ないです。はい、磯部健康福祉課長。

議長（山岡 敏） 申し訳ないです。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 改めましておはようございます。磯部でございます。

よろしく願い申し上げます。

え、松田議員の質問にお答えさせていただきます。

え、認知症の疑いがある人が徘徊などで、行方不明になっている報道が、もう、毎日のようにされておりますが、え、幸いながら当町では、警察を含め関係機関から所在不明ケースの報告は、現在受けておりません。

え、今後の確認方策についてでございますが、え、地域包括支援センターでは、関係機関との連携・定期的な訪問により認知症等での何らかの支援や、見守りが必要とする高齢者の把握に努めております。

また、救急医療活動に活用する、救急医療情報キットの配布、及び緊急時の通報に活用する緊急通報装置の御紹介で、民生委員・老人クラブが、え、地域ごとに訪問され、え、生活に不安がある方の把握を行なっております。

しかし、日々それぞれの行動を、あの、見守っていくということは、ほんとに不可能でございますので、住民の方に地域での支え合い・助け合いである、互助の意識を持っていただくことが重要だと考えております。

え、現在、え、地域の自治会・老人クラブ等が、自主的に開催する、「ふれあい・いきいきサロン」が定期的にかかれ、交流を広げる機会となっております。

このように、地域ごとに参画し、共同することが、近所のお付き合い・住民の繋がりととなり、高齢者の身近な状況把握や、確認が可能になってくるのではないかと、考えます。

今後は、多くの方が集う場として、地域で支え合うコミュニティの場として、サロンの活性化を図ってまいります。

以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

6 番（松田和代） 救急医療情報キットを配布されているとことですが、どのような世帯に、何件配布し、また、どのように活用されているのかお伺いたします。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、配布対象者でございますが、え、65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の、のみの世帯の方、え、障害者等高齢者の世帯の方で、平成

24年度より配布を開始いたしまして、6月1日現在195件でございます。万一の、キフ、緊急時に、え、救急隊員などが、冷蔵庫から取り出し、本人確認が出来るもの、かかりつけ医療機関名、緊急連絡先、服薬内容、持病など、医療情報を得ることができ、え、適切なえ、キン、救急医療活動に活用するものでございます。

以上でございます。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

6番（松田和代） 高齢者の確認には、大変な労力が必要かと思いますが、地域住民と協力の下よろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山岡 敏） はい、これで6番松田議員の一般質問を終わります。

-----  
議長（山岡 敏） 続いて、5番島田議員の一般質問を許します。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

（島田議員 登壇）

5番（島田正芳） おはようございます。5番島田正芳でございます。

介護保険で受けられるサービス等について。

一つ、介護保険で受けられるサービスについて、どのような形態のサービスがあり、どのようなサービスが受けられるか教えていただきたい。

二つ目、介護保険で、1号被保険者と、2号被保険者との違い、及び2号被保険者に該当する人は、どのような状況の人が該当するのか。

以上です。

議長（山岡 敏） はい、介護保険で受けられるサービス等について、答弁を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部健康福祉課長。

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

え、島田議員の質問にお答えいたします。

え、介護保険で受けられるサービスについてでございますが、大きくは在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに分けられます。

まず、在宅サービスについてでございますが、え、ダイ、デイサービスとして、日常生活上の支援を、通所をして御利用いただけます。

ホームヘルプ・ホーム、訪問リハビリテーション等は、身体介護や、生活援助、居宅での生活向上のためのリハビリテーションを、訪問を受けて御利用いただけます。

福祉用具の貸与、福祉用具購入費、住宅改修費は、居宅での暮らしを支えるための必要な支給を行っております。

ショートステイは、特別養護老人ホーム等に、え、短期間入所して、え、日常生活支援や、機能訓練が受けられます。

え、地域密着型サービスといたしまして、グループホームがございまして、グループホームに入所し、認知症の人が介護を受けながら、住み慣れた地域での生活を行なわれます。

施設サービスとしては、え、居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活の支援や、介護が受けられる、特別養護老人ホーム、え、在宅復帰を目的にリハビリケアを行なう、老人保健施設、長期のキュウ、療養を必要とするための介護療養型療養施設がございまして。

え、二つ目の第1号被保険者としては、65歳の以上の方が対象で、介護や支援が必要となった原因を問わないで、え、要介護状態区分により認定されます。

第2号被保険者として、え、40歳から65歳未満の医療保険加入者で、え、老化に伴う疾病である、特定疾病が原因で、え、介護や支援が必要になった場合に限り、要介護状態区分により認定されます。

第2号被保険者に該当する特定疾病には、え、16の疾病が指定されておまして、当町での主なものには、回復の見込みがない状態に至ったと判断された癌や、ショリヨ、初老期の認知症、え、脳血管疾患、関節リウマチ、ケッセ、骨折を伴う骨粗鬆症、え、パーキンソン病等でございます。

このようにサービスを利用するには、介護が必要な状態かどうか、また、どのくらいの介護が必要であるかを認定調査や、主治医意見書と併せて認定審査会で、え、決められます。

以上でございます。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

5番（島田正芳） 1問目の質問について、大きく分けて3つのサービスがある、分けられ、3つのサービスに分けられ、介護認定者の介護度に応じて、それぞれのサービスが横断的に受けられるということだと思います。

またあの、2問目の質問については、40歳から65歳未満で、医療保険加入者で、特定疾病で、回復の見込みがない者とありますが、当町においては、16のシッ、症状に、症状にナイニ、返答していただいたような症状の方が該当しているということですが、特定疾病に該当する時には、主治医と相談しながら進めなければいけないということですね。

以上、あの、島田、5番島田の質問を終わります。

議長（山岡 敏） はい、これで5番島田議員の一般質問を終わります。

-----

議長（山岡 敏） 続いて、2番浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番、浅野勉でございます。

え、本日の質問事項、町文化財の調査について。

質問要旨、平成24年6月に安堵町文化財保護条例が制定され、丸2年が経過しようとしています。この間、町内の文化財の管理や保護のため、継続及び新規の予算策定等がなされてきたことと思います。

町内の文化財として、最近整備されたもの、並びに、新たに指定を計画しているものがありましたら、御紹介をお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、町文化財の調査について答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。



(楮山教育長 登壇)

教育長（楮山素伸） おはようございます。教育長の楮山でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、浅野議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

平成24年6月に制定された、町文化財保護条例に伴い、昨年度に引き続き、去る4月14日に、文化財保護審議会が開催されました。

審議会の中で、指定する文化財は、当町の特長を対外的にアピールできるものを選定するよう、意見が出されたところでもあります。

それらを踏まえ、審議会において委員から、資料や歴史的価値、意義付けについて、討議を得たところでございます。

まずは、我が町に伝承されている灯芯ひき技術や馬場塚、天理軽便鉄道橋梁跡の3件を指定候補として取り上げ、調査や資料整備を進めているところで、準備が出来上がり次第、今年度中に審議会からの答申を、教育委員会へ諮問をしていただき、最初の町指定文化財として、指定していく予定でございます。

次に、文化財保護のための予算措置として、今年度新たに、重要文化財中家住宅の持仏堂の葺き替え修復工事が、国や県の補助を、により実施される予定です。町として、その費用の一部を補助する予算化をしたところでもあります。

また、継続的には、中家住宅持仏堂の警備保障の一部について、補助を予算化しているところでございます。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） ただ今説明いただきました。

安堵町の歴史と文化の発展のため、文化財保護審議会が精力的、かつ、慎重に活動をされていることがよく分かりました。

これらの指定に向けた文化財調査の中で、新たに分かったこと、あるいは最近整備されたものはありますか。

また、開館20年を経て、まちの歴史と文化の拠点となっている歴史民俗資料館において、今後重要視していくところが有れば、御紹介をお願いいたします。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） それでは、え、文化財調査の中で新たに分かったこと、あるいは、整備されたもの、そして、歴史民俗資料館についてのお尋ねでございます。

まず、窪田の杵築神社南東にある、馬場塚であります。その供養塔に刻まれた名文から、長篠の戦いで活躍した、甲斐の国の武田信玄家臣、馬場美濃守の供養塔であることが知られています。

全国で伝わる馬場氏伝承のひとつであり、安堵と甲斐を繋ぐ大切な資料であることが明らかになりました。

近年、町や地域の方々の協力により、塚周辺までの進入路が新たに設けられ、石塔も整備され景観が一新されました。

また、山梨県武田神社の機関誌にも、安堵町の馬場塚が紹介されるなど、馬場美濃守を通じた交流の広がりを見せている文化財と言えます。

ついで、去る3月に東安堵の善照寺で、本願寺第十一世顕如直筆の、「南無阿弥陀仏」と記した、「六字名号」が新たに発見されたところであります。

次に、歴史民俗資料館については、平成5年の開館から、20年を迎え旧今村邸として知られ、多くの方々に来館していただいています。庭園のしだれ桜も「勤三桜」と呼ばれ、開花時期には町ニンの、町民の方々に無料公開し、多くの方々にした、親しまれています。

更に、館内の茶室が伴林光平の残した記録によって、歴史ある茶室であることが分かりました。

これは、当時の主人である今村文吾<sup>ゆかり</sup>縁の茶室であり、本年が文吾の没150年の節目にあたることから、春日大社権宮司によって茶室号を命名していただき、秋には、披露の茶会を予定しているところでございます。

今後とも、町の歴史文化を発信する基地の一つとして、運営を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） ただ今、御紹介を頂きました、数々の文化財は、今後安堵町の宝となっていくものと思います。

いま、あの、御紹介いただきました歴史資料館の茶室なんですけども、茶室はひと坪500万というふうによく言われます。

あの、歴史資料館の茶室1000万を超える値打ちがあるということも聞き及んでおります。

まず、天井ですけども、網代天井を作れる職人が少なくなっている。え、歴史館の、

あの、茶室は網代天井で飾られております。

そして、また、普通の一般の茶室でしたら、<sup>にじ</sup>躡り口があるんですけども、それ以外に貴人口といいまして、立ったまま出入りできる、あの、そういう戸があるんです。

とくに、これは彼の茶室が由緒ある交流があったということを物語っているのかなと、思っております。

ま、今後とも、え、教育委員会事務局と、文化財保護審議会が、更に積極的に活動され、安堵町の歴史・文化を世間に発信していた、いかれることをお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） はい、これで2番浅野議員の一般質問を終わります。

---

議長（山岡 敏） ただ今10時、10時44分でございます。

え、約10分間休憩をとらせていただきます。

-----  
午前10時44分

午前10時54分  
-----

議長（山岡 敏） 引き続き、再開いたします。

続いて、9番田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） え、9番田中幹男でございます。

私は、今回あの、3点にわたって質問をさせていただきます。

え、4番目の道徳教育については、今あの、教育委員会の改革制度についての審議中でございますので、この問題については、後日に譲りたいと思います。

どうぞよろしく願いたします。

え、最初に、ま、これまでも再三質問させていただいておりますけども、え、子供の医療費拡充について質問をいたします。

え、現在4月より、県段階で入院についても、中学卒業まで医療費が無料化に、無料に拡充をされました。町長のいわゆる、安全・安心の安堵町にするためにも、通院に関しても中学卒業までの無料化の拡充が、待ったなしの課題だと考えます。

7月に2期目の町長を目指す、西本町長にあたっては、この間39市町村の中で、4月前も4月以降も県基準で実施をしておるのは、安堵町、河合町、高取町の3町だけとなっております。36市町村については、県より拡大基準で実施をしているのが実状となっております。

町長選にあたり、西本町長の私は英断を促したいと考えます。

併せて、窓口負担無しの現物給付をお願いしたいと、これは、あの、今現在入院については千円、通院にしては500円の一部負担金を取っており、え、自動償還払いということで、一旦窓口で全額払っていただいて、その後手数料を引いて自動償還されるという制度になっておりますけども、全国的にみますと、非常に遅れてるんですね。もう、既に47都道府県のうち、36県で現金が無くても病院にかかれるのが実態です。

是非この辺を考えて頂きたいというふうに思います。

それから、2番目の就学援助についてでございます。

これも、生活保護基準がこの間、引き下げられまして、就学援助制度についても、全国で縮小の動きが広がっております。

当町の現状について、お聞きしたいと思います。

それから、3番目でございますけども、教育委員会改革というか、私どもは改悪だと思って質問させていただきますけども、これについて、ま、戦後の教育行政が大きく180度変えられ、改悪されようとしております。

一つは、教育行政の基本的方針となる、大綱をこれまで教育委員会が策定をしておりましたけども、今度首長、安堵町でいえば町長が策定することになります。

で、もう一つは、現在教育委員長というポストがあります。

教育長を入れて、今5人の方がおられるわけですけども、これを無くして、首長直接任命する、新教育長が教育委員会を代表して執行していく仕組みに変わってきます。

首長が直属の部下である教育長を通じて、支配・介入を強めることが可能となっております。

行政の考えを是非ともお聞きしたい。

戦後何十年もたってこれを変えようというね、も、大きなヒト、一内閣でこういうことが起きているんです。ほんとこれ大きなことですよ、ほんとに。悪い町長、首長が出てきたら、その人の意向が教育に全て反映してきて、こういう仕組みが今できつつあります。

国会では、衆議院で可決され、今参議院で審議中です、こういう内容の問題であります。

是非行政の考えを、確かに、答えにくい境は有ろうかとは思いますが、率直な意見をお聞きしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（山岡 敏） 子供の医療費拡充について、答弁を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。住民課堀川でございます。

よろしく申し上げます。

え、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成25年9月の議会で、前住民課長が、当町といたしましては、乳幼児の健康・命を守る政策については、少なくとも県レベルで一定の基準を設けて頂きたい旨、要望しており、県としての方針が示された折には、それを見据え町の方針を出していきたいと考えております。という答弁をさせていただきました。

議員仰せのように、本年4月1日から、県事業として入院につきましては、中学卒業まで拡充されました。

これを受けまして、当町といたしましても、県に準拠し4月1日より、入院につきましては中学卒業まで拡充いたしました。

今後も、通院に関しましても、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） え、今日現在の状況を、お知らせしたいと思います。

現在通院についても、中学校卒業まで拡充している市町村は、39市町のうち、20であります。で、小学校卒業までが、3となっており、県基準の実施は、16自治体となっております、これが最新の状況でございます。

ちなみに、生駒郡でいえば、斑鳩町が、通院・入院とも中卒まで一部負担金無しで無料となっており、三郷町では、通院・入院とも中卒であり、三郷町は所得制限有りの一部負担金無しという状態です。

平群町については、通院・入院とも高一までとして、今年の4月より実施をされ、一部負担金無しとなっております。

さらには、山添村では、通院・入院とも高校卒までとなっており、一部負担金有りでの実施がされております。これが全ての最新の状況であります。

ま、当町におきましては、子育て世代の住民を増やす意味においても、また、応援の意味においても、通院についても、中学卒業まで拡充すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） え、議員ご指摘のように、え、県内半分の、約半分の市町村が通院についても中学校卒業までの、え、拡充をしています。

しかし、え、隣接市町村におきましては。大和郡山市、川西町、河合町が県基準で対応している。

また、斑鳩町では、先生仰せのとおり、中学までの対応でございます。

当町の財政状況から、持続できる内容で対応してまいりたいと考えております。

御理解御協力をお願いいたします。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） え、確かに、金はかかります。ま、私の試算では、ま、1年間1,500万円くらいかかると、考えます。もちろんだから、財政的な検討も町としては、必要かと思いますが、ま、町長がいわれる、本当定住人口の促進にも繋がってくると思いますので、是非とも、町長の英断をよろしく願いしたいというふうに思います。

町長よろしく願いします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、西本町長。

町長（西本安博） え、自席から答弁をさせていただきます。

え、田中議員が、おっしゃるとおり、県内で一定の市町村が、え、拡充措置を行なっていることは、ま、私どもも重々承知しているところでございます。

え、当町におきましては、え、所得制限を撤廃し、入院については中学校卒業まで、え、医療費を助成し、え、先ほども課長が申し上げましたように、持続可能な措置として、え、一定県基準を上回っているものでございます。

え、また、あ、当町の、お、行政でございますが、平成3年で人口の増加を対策とした、定住促進策や、また、ごみ処理の無料化、え、あるいは、あ、公共料金の低減化などには、あ、努めております。

え、そして、住民の日常生活の負担の軽減化に力を入れているところでございます。

え、そして、加えて中学校給食施設の整備にも着手することになり、いま、財政状況としては非常に厳しいものがございます。

議員御指摘の通院についての拡充でございますが、あ、先ほど、お、課長が、あ、説明いたしましたように、県レベルでの一定の基準を示して頂くこと、これがあ、やはり基本であると当町は考えておりますので、え、今後とも、え、上位機関への働きかけを強化して、バラツキの無いようにしてまいりたい、そのように考えている所存でございます。

以上をもって、田中議員への答弁とさせていただきます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 私も、あの、町長がおっしゃるように、ま、市町村によってバラツキが無いことが一番良いんですですね。

これ本当は、も、県でね、ちゃんとやってくれるのが一番理想的っていうか、本来そうであるべきだっていうふうには考えておりますので、私個人としても今後とも努力をしてまいりたいと思います。

同時にですね、やっぱりこの間、36市町村での拡大実施が、今度の入院での中卒までの制度拡張に繋がったんだというふうには、私は考えております。この辺をですね、是非、あの、町長にもお考え頂きたい。

私は、今まで安堵町がいろんな施策を実施しておりますけども、まあ、ね、後追いつてことじゃなくてね、率先してやっぱり良いことをやるっていうことがね、私は必要だと思うんですよ。で、これがやっぱり、あの、県政をリードすることにもなってきますので、是非、そういう観点で、物事を考えて頂きたい。

これがずっと、安堵町の負担ということじゃなくてね、やっぱりそういうことに全市町村が力を合わせれば、県もやらざるを得なくなりますよ、2、3年のうちに、はっきり言いまして。

そういうことをね、是非、お考えなって下さい。

そうすれば、そんなに経費は増えない、私は考えますので、是非その辺を強く要望して、この質問は終わります。

議長（山岡 敏） はい、続いて、就学援助について、答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員仰せの通り、生活保護基準額の引き上げにより、当然ながら、

（「引き下げ」と声あり）

あ、引き下げにより、当然ながら就学援助制度基準額の見直しが必要となってくると考えられます。

生活保護基準額につきましては、平成25年8月から全国的に引き上げられているところであります。

（「引き下げ」と声あり）

引き下げられて、失礼しました、引き下げられているところであります。

しかしながら、平成26年度当町におきましては、4月より消費税額8%に引き上げられた影響により、平成25年度生活保護基準額に対し、消費税額が上乗せされた生活保護基準額となっており、本年度におきましては、実質的に昨年度の水準をイジユ、維持しております。

したがいまして、本年度の就学援助の認定基準額についても、消費税額が上乗せされた、生活保護基準額の1.3倍未満の世帯に属する保護者を、認定対象者と考えております。

今後、対象、認定対象者の基準額については、郡内及び、近隣市町村との整合性を図り、国及び、県の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） ま、今、あの、話を聞きますと、今、申請中という段階だというふうに聞いております。

ですから、ま、形としては発表できないというかな、現状としてはまだ、出来ない



ということで、聞き及んでおります。

で、既にあの、新聞等読みますとね、読みますと、いろんなところで減らすという計画がされております。

例えば、東京都の中野区や、杉並区では、所得の基準を下げております。

それで、中野区は200人、杉並に至っては500人くらい、目標をたてております。当然だから、そのまま適応すれば、両者が減るっていうことが出てくるっていうふうに、私は考えます。その辺の、手当を是非お願いしたい。

この両区でも教材費や、修学旅行費別途実施するとしております。是非この辺について、考えて頂きたい。

で、なによりも私は、日本の教育費が高いって問題がね、どうしてもあるんです。日本は本当に優しくない国ですよ、はっきり言いまして。授業料は高い、奨学金は有利子が8割。

本当にひどいですよこんな国は、ありませんよ。そういう面では本当に、高校・大学なんて通ったら、1,000万円をカウ、超える金がかかる、こんな状況です。

で、若者は二人に一人が非正規と、こんな国に未来はありませんよ。

私は、そういうことをね、相対的考えた場合にね、やっぱり本当に今世界に大切なもの、授業料タダってのがもう普通なんですよ、はっきり言いまして、うん。

民主党がやった唯一の政策で良かったの、その点だけだと私は思います。

これをまた、自民党は所得制限を入れた、ということで、また振り戻されて出てるわけです。

そんな状況があったらね、やっぱり日本の将来はね、明るいなんてとても言えません。

その辺のことはね、やっぱ相対的な問題でありますけども、是非とも、大きな気持ちで、今の子ども達をミマ、見守って欲しいなっていうのが、率直の私の願いですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

この質問は以上で終わります。

次に3番目をよろしく申し上げます。

議長（山岡 敏） 続いて、教育委員会制度の改悪について、答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） それでは、自席からお答えをさせていただきます。

え、現行の教育委員会制度は、昭和31年以降、公選制からニンメンセイ、任命制の導入を盛り込んだ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に移行して、教育委

員会の活性化、住民自治の強化制度の見直しが進められてきました。

その後、社会情勢のヘンカンに、変化に対応する形で、幾度かの改正が繰り返され現在に至っているところです。

しかしながら、首長から独立した非常勤の委員による合議制の執行機関という、教育委員会の性質上、素早い意志決定の欠如、十分にその機能を果たしていないという指摘が従前からなされており、大津のいじめ事件をきっかけに、その批判が一挙に吹き出したことは、周知の通りでございます。

さて、今回の改訂の趣旨は、教育のセイテイ、政治的中立性・持続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ると共に、地方に対する国の関与の見直しを図るための改革であると、認識しております。

新制度後も、町部局と教育委員会がこれまで同様に、良好でかつ、綿密な連携を保ちつつ、教育は執り行われるもとと考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ、あの、現行制度では、ま、教育委員会が教育行政の執行機関となっております。

それで、当然首長、町長の権限は制約されております。

教育委員会ってのは、中立・独立の機関としてが一番の特長なのであります。

これが、中教審の制度改革案では、地方教育行政の制度を本当に今までの在り方を180度変える、天地をひっくり返すような、意味を持つことは明らかだっていうふうに私は思います。

この問題は、大津のいじめ事件、これがきっかけとして、言われてきましたけども、本来、教育にとって、どの制度がいいのかっていう観点から、私は論議されるべきだというふうに思います。はっきり言いまして、いじめ問題には、私は逆行すると思えます、それを強く指摘しておきます。

こんな問題、いじめ問題なんか無くなりませんよ、もっと出てきます、はっきり言いまして。

で、ま、ひとつ大きく変えられる点は、あの、首長が教育委員会と、協議して大綱を決めていくという形が出されております。

それから、今は町民の代表が4人の方、教育委員としておられる、教育長と合わせて、5人の合議制で教育行政の方針が決められております。

ですから、一番上の組織で教育委員会があるんです、教育長は決してトップじゃな

いんです現行は、トップじゃないんですよ。

教育委員会で決まったことを、実際の実戦部隊として一番上になって執行する、こういう役割を担っているわけですけども、今論議されていることは、町長がその先頭に立ってというか、教育長は町長の完全なる部下になるんです、教育委員会は、中立性も、独立性も何もなくなります。

勿論西本町長がそうだと私は言いたくありませんし、そう思っておりませんけどもね、もし、悪い町長が頭に座っちゃった場合、どういう教育がされるのか、こういうことが制度的に本当に何も保証されなくなるんですよ、うん、町長がこうだって言ったら教育長は、NOとは言えなくなると思います私は、はっきり言いまして。

勿論だから町長がね、教育に関して多くの意見を持つことが、当たり前だと思います、それは大いに結構なことなんです、ですけども、最終的に決めるのは教育委員会であるべきです。

もっと教育委員会の持つ今の脆弱さっていうかな、そういうものを、補強していくって言うか、そういう改革がされるべきだというふうには、私は考えております。

現状ね確かに、あの、教育委員会が津のいじめ問題でも、上手く対応できなかったって問題は確かにあるでしょう。

それと同時に、政府が言っていることは、町民や、父兄や、児童の意見が上手く教育委員会に反映されて生かされていないという問題を、政府自らが認めているんです。

だとすんなら、そういう制度にすべきではないでしょうか、私はここが一番問題だと思うよ、思いますよ。

現状ね、教育委員会、教育委員になっておられてからでも、どれだけ安堵町の教育行政に本当に認識しているんでしょうか、そんなふうにはやってないでしょ、はっきり言いまして、そこが一番問題なんですよ。

教育委員だったら、しょっちゅう学校に見聞を広めるために行くべきだというふうには私は思います、そんなことになってないでしょう現状、せいぜい月一回の教育委員会が開かれる、教育長いいなりの議案が決められていて、これじゃあかんのですよ、ここにメスを入れるべきだと私は思います。

で、これまでもね、いろんな事がやられましたけども、最高裁の略てい判決って皆さん御存知ですか、ま、浅野さんは良く知っておられて、僕よりも、うん。

教育って言うのはね、行政の役割は何でしょうかね、教育する設備をね保証する、環境を保証するってなるべく、教育内容には抑制的だって言うのが、今までの教育に対する考え方としてあるんですよ。

で、この辺をね本当に考えていかないとね、今の安倍総理大臣や、文部大臣の言っていることなんか、ほんとにふざけてますよ、はっきり言って、こんな人達が、日本をリードしたら、日本は沈没しますよ。

私は率直には、そう思っております。

（「国政のことここでグダグダ言うてもしゃあないやろ、ここで」と声あり）

9 番（田中議員） いや、そんなヤジ飛ばす内容じゃないですよ。

（「いやいい加減に町のこと」と声あり）

9 番（田中議員） 町と関係しているから、言っているんじゃないですか。

（「ウダウダとやかましいわ」と声あり）

議長（山岡 敏） はい、私語は、私語は慎んでください。

はい、続けてください。

9 番（田中幹男） ヤジ飛ばすの止めて下さいよ今は、ふざけんなって言いたくなりますよ。

是非その辺をですね、よく考えて、ま、どうなるか現状として分かりませんが、意思表示をやっぱりはっきりすべきだというふうに、私は考えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

もう一度教育長の見解を、お伺ひして終わりたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） あの、今現在教育委員会制度については、参議院で審議中でございます。

え、いずれ、え、法の整備も含め、え、文科省、そして、県を通じて、通知あるいは説明会が、届くと思います。

ま、いち教育長が、知見を述べるべきではないとは考えました。

今現在の、え、町部局と十分な連携を保ちながら、教育委員と、え、さんとも話し合いも進めながら、え、教育委員の制度を、子ども達を育てる活動をしております。

え、いずれ、え、地域の宝である子ども達を、教育委員会共々町のみなさま、あの町の部局と一緒に、地域の宝を育てていくという、教育の中身については今後頑張っていきたいなというふうに考えています。

以上終わります。

9 番（田中幹男） はい、ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（山岡 敏） はい、これで9番田中議員の一般質問は終わります。

議長（山岡 敏） これで一般質問を終結します。

議長（山岡 敏） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日水曜日の午前10時開会でございます。

本日は、これで散会します。

散 会

-----  
11時26分  
-----